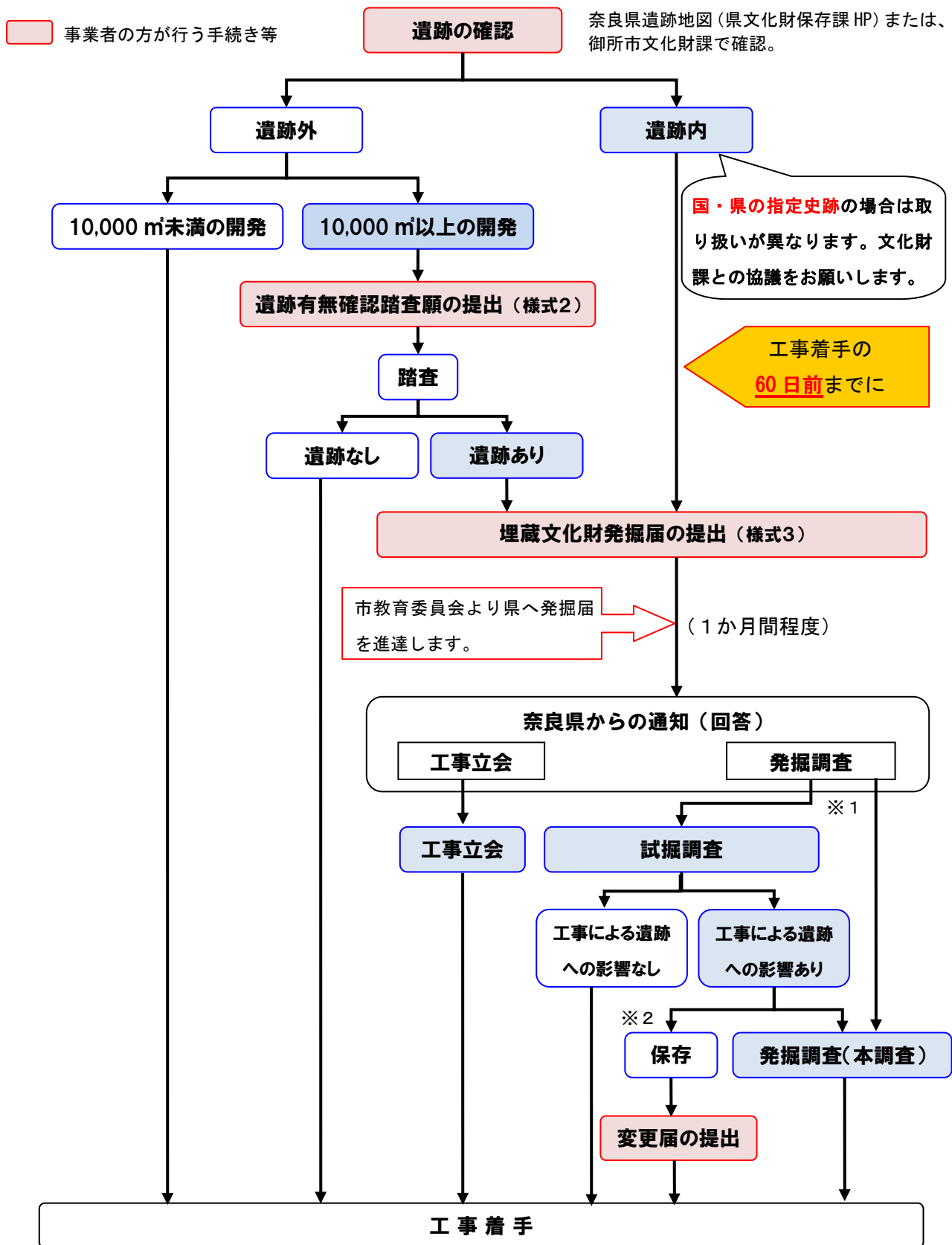


埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内での開発に関する手続きの流れ



※1 調査の費用や期間については十分な協議を行います。なお、個人用住宅の建築や個人の農業用施設の建築などの場合を除き、発掘調査の費用は事業業者に協力を求めています。この場合、事業者と御所市との間で埋蔵文化財発掘調査委託契約を交わし、それに基づいて調査を実施します。

※2 建物配置や基礎構造の変更、盛土などの工事計画変更により、遺跡を保存する場合など。